

生駒市賃上げ促進給付金

賃上げをした事業者を 生駒市が応援します！

1事業者につき1回限り、給付額

最大 **175万円**

対象従業員数に応じて定額で給付します！

この給付金は、賃上げに取り組む事業者の負担を軽減し、地域の雇用と事業の継続・成長を支援する制度です。



オンライン申請で
かんたん完結！

パソコン・スマホから
24時間いつでも申請可能
制度概要、必要書類、FAQなど

詳しくは
こちら



01

必要書類をアップロード

PDF・画像・Officeデータの添付に対応

02

進捗や通知も確認

審査後に交付決定。振込までオンラインで案内

【ご注意】 「奈良県中小企業等賃上げ促進事業」などの一部の補助金において、本給付金との併用ができない場合があります。支給額や条件などを必ずご自身で比較検討の上、ご申請ください。



いこま
賃上げ応援デスク
生駒市賃上げ促進給付金 事務局

TEL **050-1725-9972**

受付時間：平日9:00-17:00

email support@ikoma-chinage.com

メールは24時間受付

◀ がんばる事業所を、地域で応援。 ▶

給付金は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し実施します。

対象となる事業者

生駒市内で事業活動を行う
中小企業者等で、
下記のすべてに該当すること

- 01 親族外の常用従業員を1名以上雇用している
- 02 市税に滞納がない
- 03 賃上げ要件を満たしている(右記参照)

※みなし大企業、政治団体、宗教法人、暴力団関係事業者等は対象外です。詳細は特設サイトをご確認ください。



賃上げ要件

賃上げ対象期間

2025年12月1日 - 2026年12月25日

最も人数の多い雇用形態の中で、最も基本給又は時給の低い従業員1名(=審査対象代表者)の昇給が、下記を満たすこと

正規従業員の場合

正規従業員の基本給を
2.5%以上
賃上げした

非正規従業員の場合

時給換算で
7.5%以上
賃上げした

※基本給及び固定手当を合わせた賃金が、時給換算で1,060円以上である必要があります。残業代・通勤手当・家族手当等の変動給は計算の対象外となります。

給付額一覧

1-4人	10万円	80-89人	64万円	170-179人	126万円
5-9人	14万円	90-99人	72万円	180-189人	133万円
10-19人	22万円	100-109人	77万円	190-199人	140万円
20-29人	30万円	110-119人	84万円	200-209人	147万円
30-39人	37万円	120-129人	91万円	210-219人	154万円
40-49人	42万円	130-139人	98万円	220-229人	161万円
50-59人	47万円	140-149人	105万円	230-239人	168万円
60-69人	50万円	150-159人	112万円	240人以上	175万円 (上限額)
70-79人	57万円	160-169人	119万円		

※対象従業員数に応じた定額制 ※1事業者につき1回限りの交付となります。

必要書類

Aルート (第1号認定)

登記上の本店が
生駒市内にある事業者
(または実質本店認定を受けた
事業者)

- 履歴事項全部証明書*
- 法定調書合計表
- 労働保険料申告書
- 標準報酬決定通知書
- 納税証明請求書
- 賃上げ確認書類 など

Bルート (第2号認定)

本店は市外だが、
市内に事業所(支店・
店舗・営業所等)を有
する事業者

- 履歴事項全部証明書*
- 事業所別被保険者台帳
- 資金台帳(市内全員分)
- 納税証明請求書
- 市内事業所の所在証明
など

*個人事業主の場合：
開業届の控え、直近の確定申告書の控えなどが必要です。
詳細は特設サイトをご確認ください。

申請から
給付までの
流れ

申請

WEBフォームから必要事項を
入力し書類をアップロード



審査

書類の確認と要件
審査を行います

交付決定

メールで通知後、
給付金を振り込みます

給付金受取

指定口座に
お振込み!

「生駒市賃上げ促進給付金」特設サイト

<https://ikoma-chinage.com>

本事業は、生駒市の委託を受け、株式会社チャンピオンシップスが運営しています。なお、同社 M&P センター(関西クリエイティブ株式会社)は、本事業の運営協力を行っています。